

|             |   |
|-------------|---|
| Title       | 技術者の自立と自律---専門職研究の観点から---   |
| Author(s)   | 伊勢田, 哲治   |
| Citation    | 電気学会研究会資料. FIE, 教育フロンティア研究会 (2014): 21-26   |
| Issue Date  | 2014-12   |
| URL         | <a href="http://hdl.handle.net/2433/197424">http://hdl.handle.net/2433/197424</a> |
| Right       | © 2014 一般社団法人 電気学会; 電気学会の許可を得て登録しています.  |
| Type        | Journal Article   |
| Textversion | publisher   |

# 技術者の自立と自律---専門職研究の観点から---

伊勢田哲治（京都大学）

## Independence and Autonomy of Engineers: From the viewpoint of profession studies

Tetsuji Iseda (Kyoto University)

In this paper, we take up the issue of the institutional backgrounds required for conscientious engineers to act ethically. Two keywords used in this context are 'independence' and 'autonomy' (both of which are pronounced as 'Jiritsu' in Japanese, with different Chinese characters). We elaborate these notions using insights from professional ethics and sociology of professions.

キーワード：技術者倫理 自立 自律 専門職倫理 専門職業の社会学  
(engineering ethics, independence, autonomy, professional ethics, sociology of professions)

### 1. はじめに

個々の技術者が自らの良心にしたがって倫理的に振る舞うためにはどのような制度的条件が満たされるべきなのか。この問題を考える際に、「自立」や「自律」という概念が用いられることがあるが、その意味するところは必ずしも明確ではない。本論文では、この問題に専門職倫理や専門職の社会学における研究の観点からアプローチする。

### 2. 「自律」と「自立」の概念

技術者の倫理について語る際に「じりつ」が問題になることがあるが、そこで意味されるものは「自律」(autonomy)であったり、「自立」(independence)であったり、必ずしも一定しない。これらの区別についてはすでに論じたことがあるが、それをもとに拡充する形であらためて整理をおこなう(文献1)。

倫理学の文脈で多く話題となるのは「自立」よりも「自律」の方である。倫理学の文脈において、「自律」は自ら理性的に考えて道徳律を発見し、それに自ら従うことができる能力を指す。形の上で道徳律に従っていても、他人に言われて従っていたり、処罰が怖いからといった理由で行動していたりした場合、「他律」(heteronomy)と呼ばれる。I. カントの倫理学では、この自律の能力こそが価値の根源であり、その能力を持つ存在がお互いを尊重しあうことが基本的な倫理原則(定言命法と呼ばれる)の一つに数えられる(文献2)。

他方、「自立」は倫理学の議論ではあまり論じられることがないが、いくつかの用法が考えられる。まず、自分で自分のことを決定できるという「決定の自立」が考えられる。これは上記の「自律」と似ているが、理性によって発見し

た道徳律に従うというニュアンスはなく、たとえば自らの利害や欲望をもとに決定する場合も「自立」しているとは言えるだろう。さらに細分化するならば、決定の自立の消極的面として、意思決定において他人に介入されない(自由裁量権)という側面と、積極的面として、他人の介入を必要としないだけの決定に必要なリソースを持つ、という側面を区別できるだろう。

次に、経済的に他者に依存しないこと、すなわち「経済の自立」がある。子供が親の収入に依存して生活するのは経済的に自立していないことの代表的な例であるが、経済的な依存関係ははるかに広範囲な現象である。被雇用者が解雇されると次の雇用のあてがない、というような場合、雇用者に対して経済的に自立しているとはいえないだろう。なお、経済の自立と類似のものとして非経済的な社会資本において他者に依存しないという「社会的自立」も考えられる。たとえば「コネ」にたよって仕事をするような場合、コネそのものが社会資本であり、それが「親のコネ」であれば親に「社会的に依存」していることになる。ただ、依存関係が金銭的かどうかというのは本稿の目的ではあまり関係ないので、両者をあわせて「経済の自立」の問題と呼ぶことにする。

第三に、「精神の自立」、すなわち気持ちの上で他人にたよらないことも「自立」の一種とよぶことができるだろう。これについてもさらに細かく見るならば、自立心(他人への依存心の欠如)という側面と、他人任せにしない責任ある態度、という側面があるだろう。この意味の自立は、実は「自律」と非常に近い関係にある。他人に頼らないようにするためには、自分の頭で考えなくてはならないし、その際にただ欲望に従ってはいない満足はいく決断はできないだろう。

これらさまざまな意味での自立やその対立概念としての依存は、現代社会でいろいろなところで目にするものである。私的なことならについての決定の自立は、とりもなおさず「自由」と呼ばれるものであり、現代の自由主義社会の基本理念でもある。社会的な弱者が決定の自立、経済の自立、精神的自立を得られるようにサポートするという「エンパワメント」や「自立支援」は社会運動となっている。

「自律」と「自立」の大きな違いは、「自立」が「誰から」という相手を想定しないとあまり意味のない関係的な概念だということである。現代の複雑な社会においては医療や法律をはじめ、専門家に決定の面でも精神的にも頼らざるをえない事項は多いし、誰も一人では生きて行けないという意味では、人は「社会」そのものに対しては経済的に自立しているとはいえない。しかし、自分の仕事に直接関係する周囲との人間関係においては、十分これらの意味での「自立」はありえる。

### 3. 倫理学における「自律」と「自立」

すでに触れたように、「自律」は倫理学でよく使われる概念であるが、「自律」や「自立」の価値について倫理学の観点から何が言えるだろうか。

倫理学、といっても一枚岩ではないので、簡単に倫理学理論の代表的な三つの考え方を紹介する（詳しくは文献3を参照）。

カント主義は、さきほども触れたように、自律する能力を持つ存在（「人格」と呼ぶ）を倫理の中心にすえ、人格の尊重の義務から他の義務を導出する。そこから導きだされる道徳律は損得や利害で妥協されてはならないものという意味で「無条件的」（哲学の用語では「定言的」）である。

カント主義とならぶ代表的な立場が功利主義である。これは、できるだけ人々を幸福にする選択肢を選び、という最大幸福原理を基本とする立場である。また、功利主義を含め、行為の善し悪しをその結果で判断する立場を「帰結主義」と呼ぶ。

徳倫理学は古くからある考え方であるが、過去30年ほどの間に倫理学理論として整備されてきた、理論としては若い考え方である。この立場では、行為の善し悪しが判断の対象ではなく、倫理的に望ましい性格や動機（徳）を持つことに価値を見いだす。強いて言えば、徳の涵養がわれわれの義務であり、まだ徳を身につけていない人々は、有徳な人々の行為を見習って行動することで徳を身につけて行くことができるとされている。

まず、これらの立場で「自律」がどのように判断されるかを確認する。カント主義における自律の位置づけはすでに触れたので、功利主義から検討する。

功利主義においては、「自律」は基本的には最大幸福を実現するための手段である。自分の望むものは自分がよく知っているので、自律することで幸福が実現する可能性も高まる。もちろん欲望を律するということは不満の原因にもなりうるが、自ら決めたことであれば欲望の統制も不満と

いう形にはなりにくいだろう。また、自律的に行動することそのものがある種の快を伴うだろう。

徳倫理学においては、自律概念の背後にある自己のイメージが批判の対象となってきた。つまり、生い立ちや自分を育ててくれた共同体という背景を切り捨ててただ理性だけの存在になれるかのような自己のイメージ（これを「負荷なき自我」と呼ぶ）は非現実的であり、倫理を考える上でむしろ有害だとすらされてきた。ただし、背景となる共同体そのものがある種の自律を徳として認めるような共同体であるなら、自律は徳として奨励されることになる。そして、実際、現在の西洋型の社会では、そうした徳が文化の一部となっている。

次に、「自立」は倫理的にどう位置づけられるだろうか。まずカント主義から考えて見ると、自律と区別される意味での自立はそれ自体で価値があるわけではない。しかし、自律の前提条件となったり、他の人格に対する尊重の一環となったりする限りで重要視されるということはある。

次に功利主義的にみた場合だが、自律が幸福にとって大事なのもと同じ理由で、決定の自立は幸福の一部としても、幸福達成の手段として重要と考えられる。とりわけ、自分で決めた結果であればネガティブな結果も受け入れやすいという心理的な側面は功利主義的には重視されるだろう。経済的自立は一般論としては決定の自立を促進するの間接的に幸福に貢献するだろう。経済的に依存している相手に対してはいやなことでも異論をとらえにくいので、抑圧が残存しやすい。精神的自立が人を幸福にするかどうかは一概にはいえない。他人に頼らないというメンタリティを持つことで、他人に相談すれば解決する問題をかかえこんでしまうといったことはあるかもしれない。

徳倫理的に見ると、精神的自立はおそらくこれまでいろいろな社会において認められてきた徳であり、「大人になる」ことの一部でもある。とりわけ、すべての国民が主権者となる民主主義社会においては、主権者がきちんと自立して判断できることは民主主義の根幹にかかわる重要な徳である。決定の自立は精神的自立という徳の涵養において重要だろう。徳はその徳を発揮することによってしか身につかないというのが徳倫理学の基本的な考え方であり、決定の自立は精神的自立の涵養の必要条件かもしれない。経済的自立が徳の涵養（特に精神的自立という徳の涵養）にどうつながるかは社会情勢次第である。経済的自立が決定における自立をうながして間接的に自立の徳の涵養につながる可能性はある。

このように、倫理学理論において、一般論として「自律」や「自立」がよいものだと思われるかどうかは一概にはいえないところがある。ただ、こうしたさまざまなパターンを見ておくことで、技術者の倫理にあてはめるときにどのパターンになるだろうか、と考えるための手がかりは得られる。

#### 4. 専門職倫理における「自律」と「自立」

技術者を含む専門職もまた、社会における個人であるという意味では、ここまでの議論は技術者にもあてはまる。しかし、専門職には専門職業(以下、職種を専門職業、その仕事をする人を専門職、と呼び分ける)というものの現代社会における重要性や位置づけに応じた別種の自立の議論も必要になる。

専門職に特有の義務や責任を扱うのが専門職倫理である。専門職とは高度な知識や高い倫理性・価値観を持ち、社会に対して重要なサービスを行うかわりに、社会からさまざまなサポートをあたえられ、自律を認められる存在である(文献4参照)。典型的には医師や法律家が古典的専門職だが、19世紀以降、技術者をはじめ、教師、会計士、看護師など非常に多様な職業が「専門職化」してきている(ただし、その意味合いについてはあとで考察する)。

そうした専門職倫理の一つの項目としての「専門職の自律」(professional autonomy)がある。これはさまざまなものを含んでおり、専門職業団体を組織して専門職のルールを決めること、メンバーとなるための教育の内容や資格試験の内容を決めること、職場において大きな裁量権を持つこと、さらには医師のように業務独占権(医師免許を持たないものは医療行為が許されない)を持つことなども「専門職の自律」に含まれる場合がある。

これは言葉としては「自律」であるが、本稿で言う意味での「自立」の要素も多くふくまれている。決定の自立やそれを支える経済的自立はしばしば専門職の自律の一部としての専門職業の定義そのものに含まれる。また、会計士など中立性が重視される専門職では専門職倫理の内容としてもクライアントからの自立(精神的自立)が求められる。

#### 5. 技術者の「自立」の現状

では、専門職としての技術者にとって、自立はどのような意味を持つだろうか。まず、現状で技術者(特に日本の技術者)はどの程度自立しているかを考え、そしてそれは専門職倫理の観点から見てどうあるべきかを次の節で考えよう。

まず、決定の自立について考えてみよう。設計・開発・生産管理など技術者に固有の仕事の中で自分で判断することは多く、そこで判断するための知識やスキルも教育の中で身につけている。つまり、最初に述べた消極的な面(自由裁量)・積極的な面(リソース)の両方からいって、技術者は仕事の中で決定の自立を持つ。しかし、そもそも何をつくるかというところを自分でコントロールできるわけではないという意味では「言われた仕事をしている」という面も強い。また、機械の全体を設計するという作業には大きな自由裁量があるが、組み込みシステムや電気回路などその一部を設計する際には裁量は限られるであろうし、生産管理などの仕事はさらに裁量が制限されるだろう。つまり、あるレベルで見ると技術者は決定の自立を発揮してい

るが、もっと大局的にみた場合、あるいはさらにミクロに技術者の仕事の内容を細分化して見た場合には、決定の自立はそれほど大きいとはいえない。

経済的自立についてはどうだろうか。社会的弱者の「自立支援」において経済的自立が問題になるような場合の意味では、もちろん自ら収入を得る技術者は経済的に自立している。しかし専門職の自立という観点ではどうだろうか?日本では技術者の企業間での流動性が低く、コンサルタント的な就業形態も限られている。つまり、気に入らなければいつでも会社を離れられる、というような立場にいる技術者はほとんどいないと考えてよいだろう。この点からすると、日本の技術者は雇用主から経済的に自立しているとは言い難い。

技術者の精神的自立についてはどうだろうか。これは外部からは判断しにくい。ただし、精神的自立を徳としてみるとき、決定の自立を発揮している文脈(狭い意味での技術問題について)はかなりの精神的自立を涵養する機会に恵まれていると推測される。一方、より大局的な判断については、精神的自立を涵養する機会も限られていると推測される。

#### 6. 技術者は自立すべきか

それでは技術者は今以上に自立するべきだろうか。

もし自立すべきだとしたら、それはどうやって実現されるべきだろうか(技術者に対する「エンパワメント」や「自立支援」を行うような形になるのだろうか?)。

最初の手がかりとして、まず、技術者の自立が現在の技術者教育の態勢の中でどのような位置づけをあたえられているかを見る。参照するのはJABEEの技術者教育認定基準(2012年版)である(ただし、本稿の記述が関わるあたりでは以前の版もそれほど違うわけではない)。

この認定基準においては、基準1(1)で「自立した技術者」の育成を最終的な目的として、そのあとに基準1(2)で(a)~(i)の具体的な教育目標を掲げている。この「自立」は本稿で考察した分類に照らすとどの意味で使われているのだろうか。実は、基準そのものの中にも、基準1(1)についてJABEEが解説した文書にも、特に説明はない。しかし、具体的な教育目標に対する解説の中で何度か「自立」という言葉が使われていることから、ある程度の意図を伺うことはできる(文献5)。

まず、基準1(2)(a)の「地球的視点から多面的に物事を考える能力」の解説において、この能力が「国際的にも活躍できる自立した人材」にとって必要だということが確認されている。また、基準1(2)(b)の「技術が社会および自然に及ぼす影響・効果」や「技術者が社会に対して負っている責任」(技術者倫理)については「自立した技術者として必要な責任ある判断と行動の準備をさせることが重要」という説明がなされている。さらに1(2)(h)の「与えられた制約の下で計画的に仕事を進め、まとめる能力」については「自立して仕事を計画的にすすめ、期限内に終えることができ

る能力」という言い換えがなされている。

こうした基準で求められているのは、判断能力、計画能力であり、決定における自立の積極的な面（決定に必要なリソースを持つという面）が強調されているように見える。また、責任ある判断が自立と結びつけられている点は、精神的自立を想定しているようにも見える。「自立」という言葉ではないが、基準 1(2)(g)でいう「自主的」に継続して学習する能力もこれに関連しているかもしれない。

いずれにせよ、JABEE の基準で見ると、技術者は能力や心構えといった内面的な意味での自立を持つことが要請されていると見ることができる。当然ながら、こうした特徴は、JABEE が他の意味での技術者の自立を重視していないということにはならない。ここで述べられているのは「教育」のための目標なので、教育だけではどうにもならない「決定における消極的な自立」や「経済的自立」が出てこないのは当然とも言える。しかし、もし内面的な自立を本当に達成したいなら、単に教育するだけでなく、外面的な自立の条件を整えることも同じくらい重要なはずである。

では、もう少し理論的に、倫理学の観点から見た場合どうだろうか。技術者の自立は倫理的にも望ましいだろうか。

カント主義的な観点からは、そもそも「専門職」に特別な義務や責任があるという考え方はなじまない。技術者も人格をそなえた存在であるという点で自律や自立は大事だが、それは他の人格とまったく同等である。

功利主義的な観点からまず確認すべきことは、技術者は潜在的に多くの人を使う製品に関わることがあり、その製品の性格如何では人々の幸福や不幸に非常に大きな影響を及ぼす存在だということである。しかもその判断の当否は、事故が実際に起きたというような極端な場面を除けば、非専門家には判断しかねることが多い。つまり、技術者が自らさまざまな影響を考慮しながら正しく判断できることが非常に人々の幸福にとって重要なのである。そのため、技術者が正しい意味で専門職としての自律性を発揮することは功利主義的には大いに奨励されるべきことといえるだろう。決定の自立について言えば、それぞれの技術者が自分の専門知識の関わる問題についてより大局的な決定権を持つことは、それだけ社会にとって利益になる方向で正確な判断が下せるということの意味し、社会の幸福の増進にも効果的なはずである。機械系、電気系、情報系などさまざまな技術者どうしの仕事の分担においても、それぞれの専門知識に応じた自立的判断が効果的に行われることで、よりよいものづくりが実現するだろう。ただしこれは、技術者が専門職として、社会や環境への影響をきちんと配慮するということが保証されたなら、という話である。技術者が技術者として精神的に自立することや積極的な決定の自立も同じ理由で社会的にも望ましい効果を生むはずである。

他方、功利主義の観点からいって、技術者の雇用者からの経済的自立が全体的により効果を生むかどうかは簡単には言えない。企業不祥事がからむような事例において、経

済的に自立した技術者は、公衆の利益にならないような企業の決定に抵抗しやすであろうし、ホイッスルブローイングなどのラディカルな手段に訴えやすい、という面はあるだろう。したがって、特にそうした場面で、経済的自立は技術者の決定の自立をサポートし、人々の幸福に大きく寄与するだろう。しかし、技術者が企業間をあまり移動しない日本のシステムにも技術の蓄積や継承の面で利点はあるはずである。企業が人々の幸福に貢献する方向で努力を傾注している場合、技術者の経済的自立性が低いことが企業の集約力を強化することはありうる。全体としてどちらの効果も大きいかは「功利計算」、つまり具体的な事実にてらした見積もりが必要となる。

徳倫理的な観点からは、ある人の持つべき徳の内容はその社会がどのような社会か、そして社会の中でその人がどういう位置を占めているかによって違ってくる。専門職にはそれぞれの専門職に特有の徳が求められるだろう。専門職としての知恵や責任感を持つことは専門職の徳として当然推奨されるし、その涵養につながる決定も推奨されるはずである。しかし、現代社会という共同体において、そもそも技術者には大局的な判断をするという徳が求められているかどうかはよくわからない。一つ考えられるのは、功利主義に類する観点から、共同体にとって技術者が自立的な判断をすることが非常に大事である以上、当然その徳をみにつけることも要請される、という路線の考え方である。

以上、根拠や理由の強弱に差はあれ、実現できるものであればなんらかの意味での技術者の決定の自立や精神的自立はさまざまな倫理的理論の観点からも支持できる。しかし、特に技術者の経済的自立については、それが社会にとってどのくらい必要かは慎重な検討が必要だろう。

## 7. 管轄権の社会学

技術者の自立を今以上におしすすめるとして、それはどのような形ですすめればよいのだろうか？いろいろなアプローチはあると思うが、本稿では専門職業の社会学(sociology of profession)、特にアンドリュー・アボットの管轄権の議論を参考にして考えていきたい。アボットの『専門職業のシステム』(文献 6)は、専門職業の社会学における新しい試みとして、大きな影響をあたえた研究である。

本稿では専門職業の社会学の歴史をサーベイすることは目的を大きくはずすので簡単にまとめる（より詳しくは文献 7などを参照）。アメリカ社会学における大きな流れとして、社会をさまざまな機能を果たすパーツからなる一つの構造としてとらえる考え方が 20 世紀中頃に流行した（構造機能主義と呼ばれる）。専門職業はそうした機能的なパーツの代表として社会学的検討の対象となった。すでに触れた、高度な知識や高い倫理性・価値観を持ち、社会に対して重要なサービスを行い、社会からさまざまなサポートをあたえられ、自律を認められる、といった専門職の特徴付けはそうした社会学的研究の結果として整理されたもので

ある。しかしその後、そうした予定調和的な社会観は社会学の中で批判され、さまざまな利害グループが互いに葛藤し、支配権を奪い合うという社会のイメージが対案として登場した（葛藤理論と呼ばれる）。この観点からは、専門職とクライアントは共通する利害も持ちながら利害対立もふくんだ存在とみなされるし、医師と看護師など、専門職同士の利害対立もクローズアップされてきた。

アボットは「管轄権」(jurisdiction)という概念を使って、構造機能主義と葛藤理論の両方の要素を統合する。管轄権とは、ワーク（狭い意味での「仕事」に限らず、専門職としての活動全般）に対する「多かれ少なかれ排他的な請求権」（文献 6, p.34）とされる。ここまでで使ってきた概念でいえば、決定の自由の消極的側面がほぼアボットの言う管轄権と対応する。アボットは専門職の対立や主導権争いの存在は認めつつも、その中で社会にとって重要な仕事を彼らが提供していることも認め、管轄権の「システム」が構成されると考える。

ともあれ、アボットの考えでは、さまざまな職業が地位向上のため管轄権をめぐる競争する。その争いはさまざまな次元で展開される。専門職の定義としてよく引かれる抽象的な知識や専門職倫理は自然に出てくるものではなく、管轄権の取り合いを有利にすすめるためにそれぞれの専門職業が戦略的に獲得していくものと考えられる。

では、この視点は技術者の自立を考える上でどう役に立つだろうか。アボットは実は技術者についてはときどき言及する程度で、主に想定しているのは医療専門職どうし（医師、看護師、整体師、ホメオパス、臨床心理士など）の間のせめぎあいである。

技術者については設計や開発という明確な管轄権が存在し、管轄権のとりあいはいくらも見えないように見える。しかし、実は医師・看護師関係に似た管轄権の問題が経営者・技術者関係にも存在するし、機械系、電気系、情報系などさまざまな領域の技術者が協力する場合には、その境界において、職種ごとの管轄権の問題も存在するだろう。

経営者と技術者の間での管轄権争いは、技術者が経済的な自立性をあまり持たない現状においては、経営者の勝利にならざるをえない。すなわち、技術者は大局的には決定の自立を持たない。これは結局何を作るかという大本の意思決定については管轄権を持たないことに由来する。管轄権を持たないことの一つの表れが、事故などの不祥事があったときに責任を負うのがあくまで経営者であり、経営的立場にない技術者が矢面に立つことがないというある意味で不思議な現象である。この状況は治療の方針については医師に決定権をゆだねる看護師の立場に似ている。

別の観点からみれば、JABEEで教育目標とされる「地球の視点から多面的に物事を考える」とか「技術が社会および自然に及ぼす影響・効果」について考えるとといった仕事について技術者が管轄権を持つとは考えにくい。

それでは、JABEEはなぜこうした能力を身につけさせようとしているのだろうか。これもアボットの立場からは容

易に理解できる。すなわち、JABEEの基準は、この部分に対して技術者たち自身が管轄権を要求している、という技術者側の意思表示にほかならないのである。

これは、当事者以外の者にとっては、葛藤理論が言うように単なる権力争いとして傍観してよいものではない。技術者がさまざまな意味で自立性を持つ、すなわち管轄権を持つことは、すでに確認したように、さまざまな倫理学理論の観点（とりわけ功利主義の観点）からも支持される。ということは、技術者の管轄権の問題はもっと社会的な問題となるべき問題ということでもある。

## 8. 相互依存的自律のモデル

しかし、もちろん現状で技術者が完全に大局的な判断についての管轄権を得て、何を作るかについての大本の判断を経営者からとりあげるとするのは現実的でもないし、望ましくもない。考えるべきは、両者の管轄権のバランスであり、技術者の専門的な判断が社会のために有効に生かされるような管轄権の分割の方法である。

技術者の決定における自立のモデルとして、看護師の自律をめぐる議論は参考になる。看護師が医師のかわりに治療の方針を決めるというのは現実的でも望ましくもないが、その制約の下でも看護師にどういった自律がありうるかという議論はなされてきている（文献 8）。

看護師の場合は、単に管轄権の争いがあるというだけでなく、仕事の内容がクライアント（患者）の代弁という面をもつことが特徴的である。ということは、看護師の単独の判断として看護師の自律を考えるのではなく、医師と患者と看護師の共同の判断という形で自律性を考えるという方向性が模索されてきた。

この問題について整理している G.H.ウェイドは看護師の自律を以下のように定義する。「クライアントのアドボカシーを反映する形で、自立的に、また相互依存的に、責任があり看護師としての能力を使った決定を行う際に、クライアントが中心である、という信念」（文献 8 p.311）。すなわち、看護師の自律は、看護師が自分勝手をするということとはまったく逆に、あくまでクライアントである患者を中心として、その意向にそった判断を下すということが強調される。そして、単に自立的な判断を下すだけでなく、相互依存的 (interdependent) な判断を下すことに特色がある。しかしそれと同時に看護師として「責任があり看護師としての能力を使った (responsible and discretionary) 決定」というところで古典的な自律性の要素も持つ。

つまり、ウェイドが考えているのは、ある意味逆説的に、決定の自立をある程度放棄し、相互依存的な判断をする中で、看護師の「自律」が生かされる、という考え方である。これを相互依存的自律性と呼ぶことにしよう。

この考え方を技術者にあてはめるとどうなるだろうか。相互依存的に自律的な判断をする技術者は、他人（経営者や他の分野の技術者）を排除するという意味で管轄権を要

求するのではなく、意思決定のプロセスと一緒に参画する存在という意味での管轄権を要求する。参画のしかたも、自分の権利を主張するのではなく、「地球的視点から多面的に物事を考える」とか「技術が社会および自然に及ぼす影響・効果」について考えるといったことを専門的に行うという形が想定される。

技術者が狭い意味で技術的な問題についてしか教育をうけない現状でそうした方向を実現するのは無理であるが、そうした知識やノウハウを体系化し教育することで管轄権を発生させることは可能なはずである。こうした方向は、技術者の自立にとっての現実的な目標となりうるのではないだろうか。

## 9. まとめ

本稿で述べてきたように、技術者の技術者としての自立は技術者たち自身にとってだけでなく社会にとっても望ましいと考える理由がある。しかし、現状はさまざまな側面において、技術者の自立は制限された状態にある。他方、経営者との管轄権の争いにおいて、技術者が一方的に管轄権を得るといった方向も考えにくい。技術者の現在以上の自立を実現するには、現実的な目標を掲げて自立の拡大につながるような形で管轄権の獲得を考える必要がある。それには JABEE の掲げる自立した技術者のイメージをより実質化・専門化することが必要となるだろうし、相互依存的自律といった、単なる自立とは異なった解決も模索していくべきであろう。

## 文 献

- (1) 伊勢田哲治「技術者倫理における「自律」と「自立」」『技術倫理と社会』(ETの会発行)第3号、4-7ページ(2008)
- (2) イマヌエル・カント『道徳形而上学の基礎づけ』中山元訳、光文社(2012)
- (3) 伊勢田哲治『動物からの倫理学入門』名古屋大学出版会(2008)
- (4) 黒田光太郎ほか編『誇り高い技術者になろう 第二版』名古屋大学出版会(2012)
- (5) 日本技術者教育認定機構「「認定基準」の解説 対応基準：日本技術者教育認定基準(エンジニアリング系学士課程 2012年度～)」  
[http://www.jabee.org/public\\_doc/download/?docid=1769](http://www.jabee.org/public_doc/download/?docid=1769)  
(2014年11月20日閲覧)
- (6) Abbott, Andrew, *The System of Professions*. University of Chicago Press. (1988)
- (7) Macdonald, Kieth, *The Sociology of the Professions*. Sage, (1995)
- (8) Wade, G.H. "Professional nurse autonomy: concept analysis and application to nursing education," *Journal of Advanced Nursing* 30, pp. 310-318. (1999)